

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 市町村の推進体制の整備等

1) 庁内における体制整備

①中心市街地活性化を統括する組織

本市では、中心市街地活性化に関する事項について商工観光部商工課が所掌し、兼任職員4人により、関係部局との連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の策定及び中心市街地活性化の推進を行っている。

②中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会

中心市街地活性化を推進するため、全庁的な検討組織として中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会を設置し、基本計画の策定に係る検討会議を随時開催している。

役 職	職 名
委員長	副市長
副委員長	商工観光部長
委 員	総務部長、企画財政部長、健康福祉部長、農林部長、建設部長、教育部長

オブザーバー	都市建築課長
--------	--------

○黒石市中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会開催経過

これまでの開催状況は、以下のとおり。

回数	開 催 日	場 所	内 容
1	H29. 7. 7 (金)	黒石市役所庁議室	1 黒石市中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会について 2 中心市街地活性化法の概要について 3 旧中心市街地活性化基本計画の取り組み状況について 4 計画策定の流れ及びスケジュールについて 5 作業部会について
2	H30. 2. 27 (火)	黒石市役所中会議室	1 中心市街地の現状分析と市民意識調査の結果について 2 旧計画の検証結果について 3 中心市街地の課題と活性化の基本的な考え方について
3	H30. 3. 23 (金)	黒石市役所中会議室	1 中心市街地活性化の方針について
4	H30. 6. 28 (木)	黒石市役所中会議室	1 目標・目標指標・目標数値について 2 実施事業について

5	H30. 8. 28 (火)	黒石市役所中会議室	1 内閣府ヒアリングの概要について 2 今後のスケジュールについて
6	H30. 11. 9 (金)	黒石市役所中会議室	1 黒石市中心市街地活性化基本計画（素案）について
7	H30. 12. 18 (火)	黒石市役所中会議室	1 黒石市中心市街地活性化基本計画（素案）について

③中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会作業部会

中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会の下部組織として、中心市街地活性化に資する各種事業を所管する各課の職員で構成する「中心市街地活性化基本計画策定庁内検討委員会作業部会」を設置している。

平成 29 年 7 月 26 日（水）に第 1 回を開催し、その後、必要に応じて中心市街地活性化に資する事業等の精査・検討を行ってきた。

役 職	構 成
座 長	商工課長
部 会 員	関係課職員 総務課、市民環境課、企画課、財政課、広報情報システム課、 福祉総務課、健康推進課、介護保険課（地域包括支援センター）、 農林課、商工課、観光課、土木課、都市建築課、上下水道課、 学校教育課、社会教育課、文化スポーツ課

2) 黒石市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

時 期		審議内容
平成 28 年 第 4 回定例会	質問 概要	中心市街地活性化計画の現状と今後の課題について。
	答弁 概要	現在の中心市街地活性化基本計画は、平成 11 年 7 月に策定したもの。計画策定から 17 年以上が経過し、現状にそぐわない事業も見受けられることから、現在、新たな計画策定に向けて調査している。街なかの活性化に資する民間活動の活発化や、松の湯交流館の開館、中心商店街空き店舗対策事業による新規出店者の増加を好機と捉え、今後は認定に向けた作業に努めていく。
平成 30 年 第 1 回定例会	質問 概要	黒石市中心市街地活性化基本計画策定事業の現状と今後の見通しは。
	答弁 概要	現状は、中心市街地の現状分析、市民アンケート調査、これまでの取り組みの検証等を経て、中心市街地が抱える問題点や課題等を整理し、庁内検討委員会において検討している。今後は、エリア内の町内会長、商店街協同組合等の民間団体との意見交換会を開催し、当市の将来のまちづくりについて協議・検討を行い、平成 30 年度末の内閣総理大臣認定を目標に努力していく。
平成 30 年	質問	中心市街地活性化協議会の位置付け、役割、構成は。

第3回定例会	概要	
	答弁概要	中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき設置。基本計画の認定申請に付す意見をいただくとともに、認定後も計画の実施に関し協議していく組織として位置付けている。今後、津軽こみせ株式会社及び黒石商工会議所が主体となり、民間事業者、商店街組合、まちづくり団体、市などが構成員となることが見込まれている。
平成30年 第3回定例会	質問概要	市立図書館建設事業について、補助の内容、建設に向けてのタイムスケジュールは。
	答弁概要	国土交通省所管の「暮らし・にぎわい再生事業」の活用を検討中。中心市街地に不足している都市機能を導入する取り組みに対する支援で、補助率は3分の1となっている。事業のスケジュールは、検討が進み次第、順次お知らせしていく。
平成30年 第4回定例会	質問概要	市民サービス施設整備事業の概要について。
	答弁概要	旧大黒デパートを解体し、跡地に市役所窓口業務等を含む市民サービス関連機能や、交流拠点機能などを含む複合施設を整備し、中心市街地への新たな人の流れを創出しようとするもの。施設整備にあたっては、敷地規模や形状を考慮しながら、周辺の景観に配慮し、調和のとれた建物とすることを想定している。
	質問概要	横町商店街の今後について。
	答弁概要	施設整備の効果は中心市街地全体に波及すると考えるが、特に市が実施主体の市民サービス施設整備事業、民間が実施主体の中心市街地複合宿泊施設整備事業により整備される施設が立地する横町商店街にあっては、これまでにない人の往来が活発化することで商業環境に好影響を与え、既存の商店をはじめ、新たな創業・起業により、商業活動の活性化が図られると考えている。商店街及び各個店においても、これを好機ととらえ、にぎわいの創出に向けた取り組みにつなげていただきたいと考えている。
	質問概要	対象区域の将来像について。
	答弁概要	将来像は、市民の生活を支える商業・教育文化・公益公共施設などが集約されることで都市機能が高まり、市民も来訪者も集う、にぎわいのある中心市街地が形成され、前町、中町、浜町、横町、上町、元町がこみせでつながり、歩いて回遊できる生活空間が創出されることとしている。
	質問概要	市民への説明会の参加者の状況は。
	答弁概要	市民への説明会については、広く市民に市の施策を伝え、ご意見を伺うとともに、中心市街地のみならず市全体の課題として一緒に取り組んでいきたいことから、市内4会場で開催。このほか、事業者を対象とした説明

		会も開催し、参加者数は延べ 78 人であった。
	質問概要	市立図書館整備事業の実施主体と施設の内容は。
	答弁概要	事業の実施主体は市。施設の内容は、今後市民の意見を伺いながら、先進事例も参考にしつつ、必要となる機能、事業費、国の支援制度などを勘案して取りまとめていく。
平成 30 年 第 4 回定例会	質問概要	旧計画の事業実施状況について。
	答弁概要	道路交通整備や、まちの活性化、街並み景観整備など各分野に関する 38 のハード及びソフト事業を掲げたが、実施状況は、38 事業のうち実施済み及び実施中は 16 事業、実施率は 42.1%となっている。
	質問概要	新計画案の基本的な考え方について。
	答弁概要	基本計画案は、誰もが輝き、「真の豊かさ、あずましさ」を実感できる街—黒石ならではの魅力を磨くまちづくり—をコンセプトとした。 基本方針として、「新たな拠点の創出により価値を高めるまちづくり」、「こみせとともに人と人が共鳴するまちづくり」、「誰もが安心して集い、憩うあずましの空間のあるまちづくり」の 3 つを設定。この基本方針のもと、経済活力の再生や観光振興などにより、にぎわいを創出させるとともに、人口減少・少子高齢化社会に対応するため、中心市街地に多様な都市機能を集約させることにより、経済的・文化的な活動が活発に行われ、快適な生活空間を創出することを目的としている。

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

1) 黒石市中心市街地活性化協議会

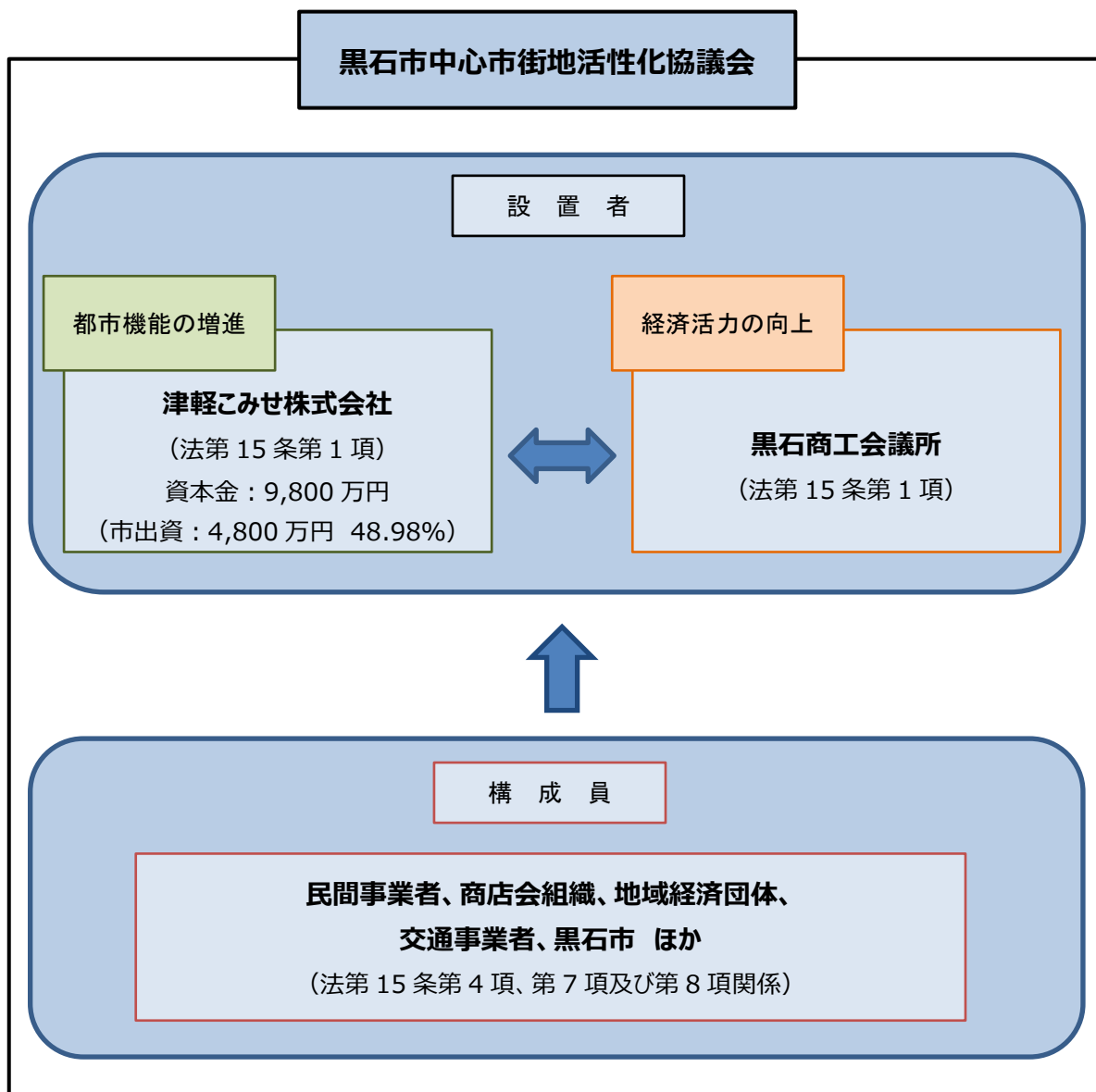
平成30年10月17日に黒石商工会議所と津軽こみせ株式会社が共同設置者として、黒石市中心市街地活性化協議会が設立された。

① 黒石市中心市街地活性化協議会の概要

【役割】

本協議会は黒石市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出、黒石市の中心市街地活性化に関する事業の総合調整、関係者相互の意見及び情報交換等を行う。

【組織図】



○委員

No.	根拠法令/法第 15 条	構 成 員	役職
1	第 1 項第 1 号関係	津軽こみせ株式会社 代表取締役	副会長
2	第 1 項第 2 号関係	黒石商工会議所 会頭	会 長
3		黒石商工会議所 副会頭	委 員
4		黒石商工会議所 副会頭	委 員
5		黒石商工会議所 常議員	委 員
6		黒石商工会議所 常議員	委 員
7		黒石商工会議所青年部 会長	委 員
8		黒石商工会議所女性会 会長	委 員
9		黒石商工会議所中活特別委員会 委員	委 員
10		黒石商工会議所中活特別委員会 委員	委 員
11		黒石商工会議所 専務理事	委 員
12	第 4 項第 1 号関係	逢春株式会社	委 員
13	第 4 項第 2 号関係	黒石商店街協同組合	副会長
14		横町向上会	委 員
15		こみせ通り商店街振興組合	委 員
16		銀座中央商店会	委 員
17		一番町通り商店街振興組合	委 員
18		上町商店会	委 員
19		弘南バス株式会社 乗合部	委 員
20		弘南鉄道株式会社	委 員
21	第 4 項第 3 号関係	黒石市商工観光部 部長	委 員
22		黒石市建設部 部長	委 員
23	第 8 項関係	黒石市金融団	委 員
24		公益社団法人黒石青年会議所	委 員
25		NPO 法人 横町十文字まちそだて会	委 員
26		一般社団法人黒石観光協会	委 員

○オブザーバー

No.	根拠法令/法第 15 条	構 成 員
27	第 7 項関係	経済産業省東北経済産業局産業部 商業・流通サービス産業課
28		国土交通省東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課
29		青森県商工労働部商工政策課
30		青森県中南地域県民局地域連携部
31		(独) 中小企業基盤整備機構高度化事業部 まちづくり推進室

アドバイザー	弘前大学 教授 北原 啓司
--------	---------------

2) 黒石市中心市街地活性化協議会開催状況

これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日	場所	内容
1	H30. 10. 17 (水)	グリーンパレス松安閣	1. 規約(案)の審議について 2. 構成員及び委員(案)の承認について 3. 役員の選任について 4. 事業計画(案)の審議について 5. 事業予算(案)の審議について
2	H30. 11. 12 (月)	黒石市教育委員会会議室	1. 黒石市中心市街地活性化基本計画(素案)内容説明 2. 黒石市中心市街地活性化基本計画(素案)意見聴取
3	H30. 12. 19 (水)	黒石市教育委員会会議室	1. 黒石市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について 2. 黒石市中心市街地活性化基本計画(素案)の審議
4	H31. 1. 15 (火)	黒石市産業会館大会議室	1. 黒石市中心市街地活性化基本計画(素案)に対する意見について
5	R1. 5. 29 (水)	黒石市産業会館大会議室	1. 平成30年度事業報告並びに収支決算承認について 2. 令和元年度事業計画(案)並びに収支予算(案)審議について 3. 黒石市中心市街地活性化基本計画確定版と進捗状況説明について
6	R2. 1. 27 (月)	黒石市教育委員会会議室	1. 黒石市中心市街地活性化基本計画の変更について 2. 黒石市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
7	R2. 5. 25 (月)	黒石市産業会館大会議室	1. 令和元年度事業報告並びに収支決算承認について 2. 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)審議について 3. 令和元年度中心市街地活性化基本計画変更申請結果報告について 4. 令和元年度定期フォローアップ報告について
8	R3. 6. 7(月)	書面議決	1. 令和2年度事業報告並びに収支決算承認について 2. 令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)審議について 3. 令和2年度定期フォローアップ報告について 4. 令和3年度黒石市中心市街地活性化基本計画変更(案)について

3) 協議会からの意見書

平成31年1月23日

黒石市長 高樋 憲 様

黒石市中心市街地活性化協議会
会長 新岡 常雄

黒石市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

市中心街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、黒石市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

黒石市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

記

1. はじめに

黒石市は藩政時代に形成された「こみせ」をこれまで守り続け、未来に繋げるまちづくりの象徴として大切に育んでまいりました。しかし、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化などとともに、郊外開発が顕著となる一方、市中心街地は衰退し、空き店舗が目立ち景観も損なわれる状況となってしまいました。「こみせ」も連続性が失われ重要伝統的建造物群保存地区のみが往時の面影を残すのみとなっています。

黒石市では、これまで受け継がれてきた歴史、伝統、文化とともに新たな社会資本整備による魅力ある市中心街地の創出のため、黒石市中心市街地活性化基本計画（案）を策定しました。

この基本計画（案）に関し、行政と民間が手を携え真剣に取り組まなければ、地域の発展はないとの認識に立ち、本協議会を立ち上げ総合的かつ一体的な推進を図るべく取り組む覚悟です。

本協議会では、基本計画（案）に対する意見を提出するため、商業、観光、交通、市民活動、専門家など多様な協議会構成員からの意見を集約すべく、協議を重ねてまいりました。

以下の意見については、黒石市中心市街地活性化協議会の総意として取りまとめたものです。何卒お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

2. 協議会の意見

基本計画（案）について協議の結果、本市中心市街地の活性化に寄与するものであり、妥当であると判断いたしますが、議論の余地のある事項もあり、協議会において今後協議を進め、事業化に向けて調整が整った段階で、必要に応じて基本計画の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（1）市民への広報広聴活動

本協議会は平成30年10月に設立され、以後、市では基本計画（案）の内容について市民等を対象とした説明会開催やパブリックコメントなどを実施しているが、今後

も更なる議論を深め適正な計画となるよう、基本計画（案）の市民への周知と理解を得るための努力をお願いしたい。

(2) 中心市街地活性化基本計画と各種計画との一体的推進

市では、中心市街地活性化基本計画（案）以外に「まち、ひと、しごと創生総合戦略」「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」「歴史的景観形成計画」など、少子高齢化の進展に対応し、市民一人ひとりが夢や希望を持ち豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成を図る各種計画が策定中であります。

具体的事業実施の際は、それぞれの計画と整合性を図っていただきたい。

(3) 大型商業空きビルの早期解体と複合施設整備の促進

まちの顔とも言える商店街中心部の大型商業ビルが平成17年に空きビルとなり、老朽化が著しい。保安上、景観上も大きな支障となっているため早期解体をお願いしたい。

また、その後の整備計画では複合施設の建設が予定されているが、事業実施にあたっては広く意見を取り入れ、将来にわたってまちの顔となり得る魅力ある施設として実現が図られるよう最優先で取り組んでいただきたい。

(4) 埋もれている資源の有効活用

基本計画（案）には、ハード事業・ソフト事業合わせて41事業が予定されているが、その中に含まれず埋もれている資源がまだまだあるように思われる。

地元の人でもあまり知らない名勝や黒石から輩出された文化人の功績など、埋もれている資源を掘り起こし、地元住民や観光情報として伝え、今ある資源を有効活用できる事業展開をお願いしたい。

(5) 交通アクセスの整備

市では高齢化社会の進展に伴う交通弱者の増加に対応し、市内回遊バス「ぷらっと号」を全市的に運行されています。発着ともに黒石駅前であり、弘南鉄道黒石駅とともに交通の要所となっています。

今後本市においてもインバウンドの増加が見込まれ、誘客推進のためにも交通手段に関する多言語表示案内など整備拡充は重要な課題です。黒石駅を起点として、市街地を回遊し気軽に散策できる環境整備をお願いしたい。

(6) 図書館建設におけるコンセンサスの形成と柔軟な対応

県内10市の中で市立図書館が設置されていないのは黒石市のみである。そのため市民からの強い希望の現れとして「黒石図書館づくり市民の会」が平成12年に発足し活動を続けている。

基本計画（案）では、黒石公民館駐車場に建設する計画となっているが、協議会の中では「図書館機能だけでは利用者の増加は望めない」「魅力ある複合施設として整備が望ましい」「商店街の中心部に建設してほしい」などの意見が出された。

事業実施に向けた構想の立案においては、施設内容等広く意見を聴き、立地場所も含め柔軟な対応をお願いしたい。

3. まとめ

黒石市中心市街地活性化基本計画（案）については、上記のとおり意見を提出します。

本協議会の活動は、今始まったばかりであるが、『「真の豊かさ、あずましさ」を実感できる街』を目指し取り組んでまいります。

まちづくりは、ひとづくりとも言われます。住民のニーズを十分聴き入れながら賑わいがあり、居心地の良い公共空間としての中心市街地をつくり続けたいと思います。

市におかれましては、黒石市中心市街地活性化協議会の受け持つ役割の重要性をご理解いただき、今後の具体的事業の充実についてもご配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上

4) 黒石市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 黒石商工会議所及び津軽こみせ株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、黒石市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は法第9条第1項の規定により黒石市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、黒石市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 黒石市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 黒石市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 黒石市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 黒石市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 中心市街地及び協議会活動に関する情報発信
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 黒石商工会議所
- (2) 津軽こみせ株式会社
- (3) 黒石市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第6条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。

2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。

(退会)

第8条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第9条 構成員が次に該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(委員)

第10条 協議会は、第5条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名する者を委員とする。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第11条 協議会に会長、副会長を置く。
- 2 会長は第5条第1項(1)及び(2)の者の中から委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期並びに任期中の変更については、第10条第2項及び第3項を準用する。

(会議)

- 第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第13条 会議は委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

- 第14条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(タウンマネージャー等)

- 第15条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。

(事務局)

- 第16条 協議会の事務を処理するため、黒石商工会議所に事務局を置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、黒石商工会議所が処理する。

(会計年度)

- 第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

- 第18条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

- 第19条 協議会の出納を監査するため、会計監事を2名置く。
- 2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに各委員に報告しなければならない。
- 4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

(解散の場合の措置)

- 第20条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、黒石商工会議所がこれを決算する。

(公表)

第21条 協議会の公表は、黒石市の広報誌への掲載及び黒石市、黒石商工会議所、津軽こみせ株式会社のホームページに掲示することによりこれを行う。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成30年10月17日から施行する。

2 協議会設立時の会長、副会長及び委員の任期は、第10条第2項、第11条第6項、第19条第4項の規定に関わらず、平成32年3月31日までとする。

3 第12条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が行うものとする。

4 第17条の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から平成31年3月31日までとする。

(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

旧計画作成後、中心市街地内においてこれまで活性化を持続・発展させるための各種事業を展開したものの、いまだに多くの空き店舗や低未利用地が存在し、商業活動の停滞や歩行者通行量の減少など、中心市街地全体の活力低下が続いている。

旧計画では、商業活性化と市街地の整備改善に向け事業に取り組んできたが、今後も「誰もが輝き、「真の豊かさ、あずましさ」を実感できる街—黒石ならではの魅力を磨くまちづくり—」を基本コンセプトに、「新たな拠点の創出により価値を高めるまちづくり」、「こみせとともに人と人が共鳴するまちづくり」、「誰もが安心して集い、憩うあずましの空間のあるまちづくり」を基本方針とし、街なか再生を継続的かつ確実なものとしていく必要がある。

このような事業実施においては、行政、商工会議所、商業者等のそれぞれが当事者意識と危機感を共有し、十分な連携の基に取り組んでいくことが重要である。

まちづくりに関する民間団体には、中心市街地活性化協議会をはじめ、地域に関する協議会等に、委員等として参加していただき、各方面における連携を進めている。

①旧計画に基づく事業の実施状況及び評価

中心市街地の活性化に関する基本的な方針〔(4)これまでの中心市街地活性化に対する取組〕に記載している (P55～P58)。

②客観的現状分析

中心市街地の活性化に関する基本的な方針〔(2)黒石市の現状〕に記載している (P6～P29)。

2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

○黒石市中心市街地活性化に関する意見交換会

開催日	対象	備考
H30. 3. 16 (金)	中心市街地の 5 商店会	
H30. 3. 20 (火)	中心市街地区域内の町内会代表者	

○黒石市中心市街地活性化基本計画に関する説明会

開催日	対象	備考
H30. 9. 28 (金)	黒石市議会議員	総合計画、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画と合同開催
H30. 10. 23 (火) ～H30. 10. 31 (月)	市内 10 地区の代表者及び地区住民 (計 4 回開催)	立地適正化計画、地域公共交通網形成計画と合同開催
H30. 10. 26 (金)	市内及び近隣市の事業者 16 団体 (昼夜 2 回開催)	立地適正化計画、地域公共交通網形成計画と合同開催

○パブリックコメントの実施

「黒石市中心市街地活性化基本計画（素案）」について、計画作成の参考に資するため、平成 30 年 11 月 19 日から平成 30 年 12 月 7 日までの間、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取した。